

JSPP 研究助成事業規約

【目的】

臨学共同の実践として、全国小児歯科開業医会(JSPP)が、全国の小児歯科に関連する研究者(開業医を含む)あるいは研究機関を対象とした研究助成を行い、小児歯科の臨床に直結した研究結果を得ることを目的とする。

【名称】

本事業の名称を『JSPP 研究助成事業』とする。

【委員会】

本事業を遂行するために本理事会内に「研究助成委員会」を設ける。委員会は委員 5 名以内で構成する。

【研究課題】

小児歯科の臨床に携わる臨床医からの公募を元に、研究助成委員会が研究課題を検討、立案し、理事会の承認を得る。

公募に対する応募者が不在のときは研究助成委員会が研究課題を企画することができる。

【研究期間】

研究期間を 1 年~2 年とする。

【研究助成金】

本事業の財源は月刊「小児歯科臨床」編集協力金を基にしている事を認識し、本理事会において、当年度の研究助成金(年額)の上限額を決め、総会において承認を必要とする。

【採用】

研究者(団体)は、原則として、1 名(1 団体)とし、研究助成委員会が推挙し、理事会において採用を決定する。採用通知は、本会会長名で文書にて行う。

【研究者選定】

研究助成委員会が研究者(団体)を理事会に推挙する。

研究助成委員会が推挙するにあたり、研究者(団体)は「研究概要」を提出しなければならない。

また、研究者(団体)は、大学における倫理審査委員会、もしくは日本小児歯科学会医療倫理審査委員会または JSPP 倫理委員会の承認を受けなければならない。

【対応】

研究依頼後の研究者(団体)と本会との窓口は、研究助成委員会とし、諸事に対応する。また問題が生じた場合は、すみやかに会長に報告しなければならない。

【研究報告】

研究者(団体)は、本会総会の学術講演として研究の詳細を発表し、月刊「小児歯科臨床」に研究報告として、論文を発表しなければならない。また 2 年間の研究課題では、1 年目に研究の経過報告を(研究助成委員会)に行わなければならない。

【研究発表】

本研究助成を受けた研究課題に関して、本会の承諾なしに発表および投稿を行うことを妨げるものではないが、本会の研究助成を受けたことを明記しなければならない。

【附則】

本規約の改定は、平成 27 年 10 月 10 日に施行する。